

○人権教育研究室規程

平成7年3月10日

理事会決定

1 総則

第1条 関西学院大学に人権教育研究室（以下「研究室」という。）を置く。

第2条 研究室は、あらゆる人権に関する本学の研究・教育・啓発を推進することを目的とする。

第3条 研究室は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 人権に関する研究活動
- 2 人権教育科目の提供と運営
- 3 人権啓発プログラムの提供及び人権関連資料の作成
- 4 その他必要と認められる事項

第4条 研究室に次の構成員を置く。

- 1 室長 1名
- 2 副室長 1名
- 3 学長補佐（人権担当） 1名
- 4 学内公募研究員 若干名
- 5 学長委嘱研究員 若干名
- 6 事務職員 若干名

第5条 室長は研究室を代表し、事務を統括する。

- 2 室長は本学専任教員の中から評議員会の議を経て学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長の任期中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

第6条 副室長は室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副室長は室長室会の議を経て評議員会が任命する。
- 3 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副室長の任期中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

2 評議員会

第7条 研究室の円滑な運営を図るために評議員会を置く。

第8条 評議員会は次の評議員をもって構成する。

- 1 室長

2 副室長

3 学部における人権関連委員会（名称を問わない）のコンビーナ（委員会が存在しない場合は、その学部から選出された者）及び学長直属教員から選出された者 各1名

4 研究部会の代表者 1名

5 人権教育プログラム委員会のコンビーナ 1名

第9条 評議員会は室長が招集し、議長となる。

第10条 評議員会は次の事項を審議・決定する。

1 管理運営の基本方針に関する事項

2 予算・決算に関する事項

3 事業計画に関する事項

4 研究室規程に関する事項

5 学長委嘱研究員及び研究協力員委嘱に関する事項

6 その他運営に関する事項

第11条 評議員会は評議員の3分の2をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第12条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 室長室会

第13条 研究室に室長室会を置き、次の構成員をもって組織する。

1 室長

2 副室長

3 研究部会の代表 1名

4 人権教育プログラム委員会のコンビーナ 1名

5 その他室長が特に必要と認めた者 若干名

第14条 室長室会は第10条に規定する条項について企画・立案し、評議員会に提案する。

4 部会

第15条 研究室に研究部会を置く。

第16条 研究部会は、学内公募研究員、学長委嘱研究員、及び室長によって委嘱された学内外の研究協力員によって構成され、人権問題の研究に当たる。研究部会には複数のプロジェクトチームを置くことができる。

5 人権教育プログラム委員会

第17条 研究室に人権教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第18条 委員会は関西学院大学の人権教育科目の企画・立案及び運営を行うことを目的と

する。

第19条 委員会は次の委員をもって構成する。

- 1 学長補佐（コンビーナ）
- 2 人権教育研究室室長
- 3 人権教育研究室副室長
- 4 教務副機構長
- 5 学部における人権関連委員会（名称を問わない）のコンビーナ（委員会が存在しない場合は、その学部から選出された者）及び学長直属教員から選出された者各1名
- 2 教務機構事務部課長（教務・共通教育センター担当）、大学課長、吉岡記念館人権教育研究室担当課長は職務上出席するものとする。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会の議を経て構成員以外のものを出席させることができる。

第20条 委員会は、コンビーナたる学長補佐が招集し、議長となる。

第21条 委員会は次の事項を審議する。

- 1 人権教育科目の提供及び運営に関する事項
- 2 人権教育科目代表者の選任に関する事項
- 3 その他必要と認められる事項
- 2 人権教育科目の開講及び委員会が必要と認めた事項については、教務委員会に提案し、承認を得る。

第22条 委員会は人権教育科目の企画・立案及び運営について意見を徴するため人権教育科目担当者会を随時開催する。

6 規程の改廃

第23条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、1998年（平成10年）5月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、1999年（平成11年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2001年（平成13年）5月11日から改正施行する。
- 7 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。

- 8 この規程は、2003年（平成15年）1月10日から改正施行する。
- 9 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。
- 13 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 15 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。
- 16 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 研究室の事務は、吉岡記念館事務室が担当する。ただし、人権教育プログラム委員会の事務は別に定める。